

◎ 制度の取扱

1. 加入できる事業所(共済契約者)
商工会連合会に属する商工会の地区内に事業所を有する商工業者であれば、誰でも従業員を加入させることができます。ただし、加入従業員の年齢は満15歳以上満70歳未満とします。
2. 加入するときは(任意包括加入)
この制度に加入するかしないかは、事業主の任意ですが、加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。なお、個人事業主、役員(使用人兼務役員を除く)もしくは個人事業主と生計を一にする親族は、この制度に加入できません。なお、次のような人は加入させなくてもさしつかえありません。
・期間を定めて雇われている者・季節的な仕事のため雇われている者・試用期間中の者
・非常勤の者・パートタイマーのように労働時間の特に短い者・休職中の者
3. 加入日(責任開始日)および加入・増口の手続き
この制度への加入および増口は毎月取り扱います。申込の締切日は毎月末日です。
従って、事業主は対象となる従業員を被共済者として所定の加入申込書に記入、押印の上、毎月末日までに各商工会に申込んで下さい。申込日の属する月の3ヵ月後の1日が加入日となります。
(例:7月末日までの申込→10月1日が加入日となります。)
4. 掛金のお払込み
掛金は月払です。なお掛金をご指定の預金口座より、毎月自動的に当月分を前月に振替させて頂きます。
(注) 1. 掛金が2ヶ月連続して振替不能になりますと、解約のお取り扱いになります。
2. お申込み後に金融機関、口座等の変更があった場合は、すみやかに商工会にご連絡のうえ変更手続きをして下さい。
5. 『被共済者証』の発行
ご加入者に対しては、『特定退職金共済制度加入者証』を発行いたします。
6. 給付金の請求
退職金の給付を受けようとするときは商工会備えつけの書類によって請求してください。
7. 継続期間
加入後、被共済者が事業所に勤務する限り、満80歳に達する日まで継続できます。
8. 掛金の運用
掛金は、生命保険会社にその管理と運用を委託します。
この制度は大阪府商工会連合会が生命保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運営します。
9. 個人情報の取扱について
加入申込書等に記載される個人情報は、本制度運営の範囲において利用するものでありその他の目的に利用することはありません。

◎ 引受保険会社

◆下記の引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(2021年10月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社	(引受割合%)	
ジブラルタ生命保険株式会社	(1.00%)	【事務幹事会社】
アクサ生命保険株式会社	(30.11%)	
住友生命保険相互会社	(30.00%)	
第一生命保険株式会社	(28.89%)	
大同生命保険株式会社	(10.00%)	

★お問い合わせ先

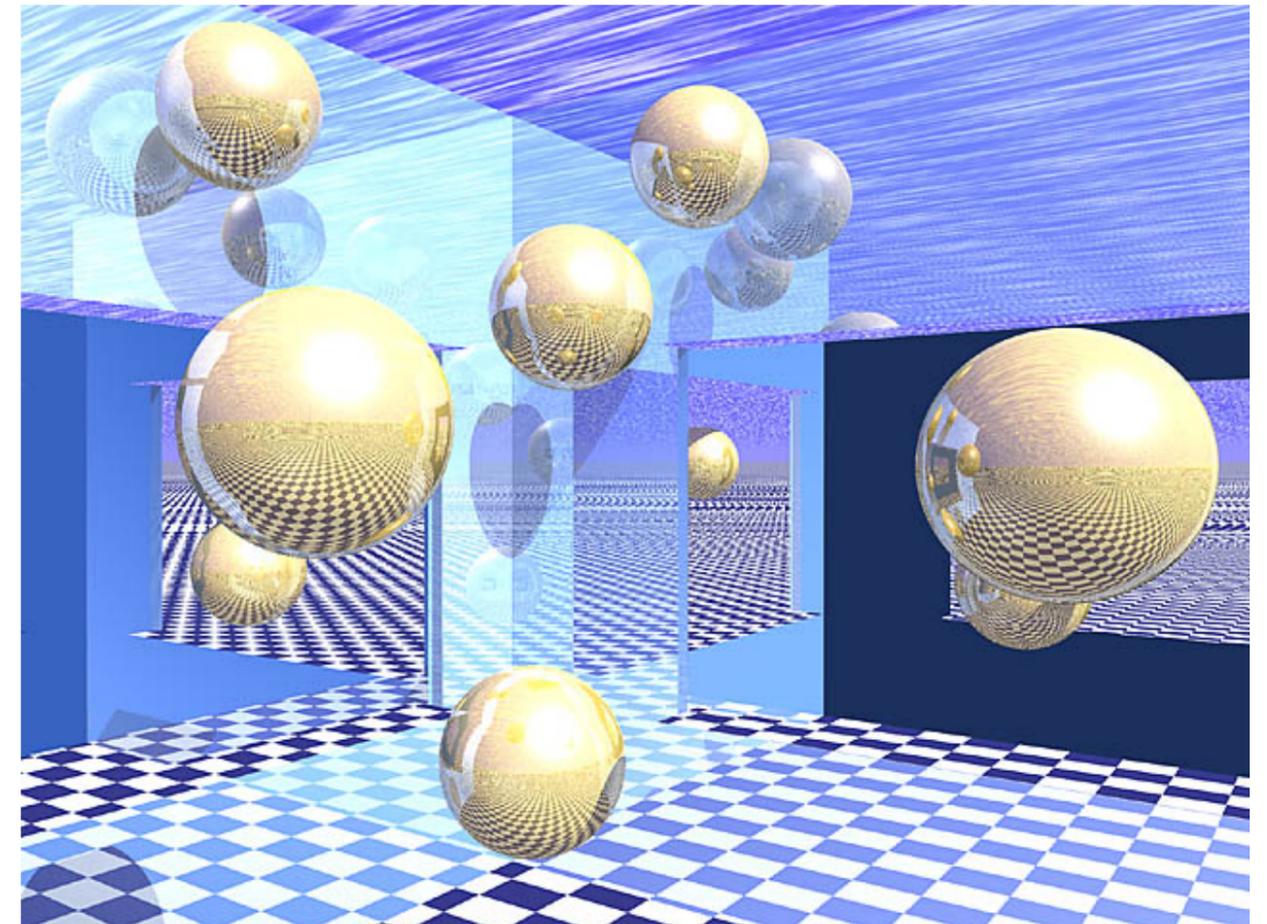
◇取扱商工会・商工会議所 電話番号(五十音順)

大阪狭山市商工会 (072)365-3194	柏原市商工会 (072)972-0881	熊取町商工会 (072)453-8181
四條畷市商工会 (072)879-1656	島本町商工会 (075)962-5112	摂津市商工会 (072)634-1311
泉南市商工会 (072)483-6365	大東商工会議所 (072)871-6511	忠岡町商工会 (0725)33-3208
豊能町商工会 (072)739-1647	能勢町商工会 (072)734-0460	羽曳野市商工会 (072)958-2331
阪南市商工会 (072)473-2100	岬町商工会 (072)492-3311	

◇大阪府商工会連合会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5(マイドームおおさか6階)
電話(06)6947-4340 FAX(06)6947-4343

大阪府商工会連合会 特定退職金共済制度 新企業年金保険

～加入・増口のおすすめ～



ご存知でしょうか?・・・賃金の支払の確保等に関する法律

「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、昭和52年4月1日より、事業主は退職金支払のための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所については、その必要がありません。

企業を育て地域を伸ばす

商工会・商工会議所
大阪府商工会連合会

◎ 制度の特色

節税しながら合理的に退職金準備ができます。

◆税法上の特典→掛金は1人月額 30,000 円まで非課税(損金または必要経費)となります。

この制度は所得税法施行令第 73 条に定める「特定退職金共済制度」として、所轄税務署長の承認を得ています。したがって事業主が負担する掛金は、全額損金または必要経費に計上できます。しかも従業員の給与所得にもなりません。(所得税法施行令第 64 条、法人税法施行令第 135 条)

◆この制度を採用することにより、中小企業でも大企業なみの退職金制度が容易に確立できます。

◆将来支払うべき多額の退職金を毎月平準的かつ、計画的に準備できます。

◆退職金制度の確立は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。

◆国の中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

◎ 掛金

◆基本掛金月額：従業員1人につき1口1,000円で、最高30口まで加入できます。

◆口数の増加：お申し出により30口を限度として、口数を増加させることができます。ただし、原則として減口はできません。

◆掛金のご負担：掛金は全額事業主負担です。従業員が負担することはできません。

◎ 給付金

◆この制度の給付金はいずれかとなります。

①退職一時金：加入従業員(被共済者)が退職したとき、右表の退職一時金が支払われます。

②遺族一時金：加入従業員(被共済者)が死亡したとき、右表の遺族一時金が支払われます。

(注)給付金①、②は重複支払できません。

◆給付金の受取人

この制度の受取人は、加入従業員(被共済者)です。 給付金は受取人名義の預金口座へ直接、お支払いいたします。

なお本人死亡のときは、労基法施行規則に定める遺族補償の順位によります。

(注)給付金はいかなる場合(懲戒免職の場合を含む)にも事業主にはお支払できません。

この制度に基づく給付を受ける権利は、譲渡または担保の目的に供することはできません。

(注)役員へ昇格した場合、退職したが発生した場合、速やかに請求書を提出ください。

◎ 給付額試算表

◆退職一時金額・遺族一時金額表(掛金月額 10口 10,000円について)

加入期間	掛金累計	退職一時金	遺族一時金
1年	120,000円	約 112,500円	約 212,500円
2年	240,000円	約 225,500円	約 325,500円
3年	360,000円	約 339,100円	約 439,100円
4年	480,000円	約 453,300円	約 553,300円
5年	600,000円	約 568,100円	約 668,100円
6年	720,000円	約 683,400円	約 783,400円
7年	840,000円	約 799,200円	約 899,200円
8年	960,000円	約 915,700円	約 1,015,700円
9年	1,080,000円	約 1,032,700円	約 1,132,700円
10年	1,200,000円	約 1,150,300円	約 1,250,300円
15年	1,800,000円	約 1,747,000円	約 1,847,000円
20年	2,400,000円	約 2,358,500円	約 2,458,500円
30年	3,600,000円	約 3,627,200円	約 3,727,200円

※遺族一時金は基本退職一時金に加入1口について10,000円を加算した金額が支払われます。

給付金額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

・給付額試算表の金額は次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払い額をお約束するものではありません。

(1)加入者数 2,200名 加入口数 20,200口を常に維持していること。

(2)加入者全員の保険料が払込期日に入金されたものであること。

(3)給付額試算表の金額は、各取扱生命保険会社の予定利率及び引受割合(2021年10月1日現在)に基づき計算しております。

・給付額試算表の金額には、配当金を加算しておりません。
毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。
また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合には、その年の配当金がありません。

注)この制度は、商工会連合会が生命保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運営します。

この関係で、掛金ならびに積立金から生命保険会社が一定の割合で事務手数料を徴収します。
加入期間が短い場合には、この生命保険会社の事務手数料部分および商工会連合会の制度運営手数料部分を運用利息で補うことができないため、一時金額が払込掛金累計を下回る場合があります。

●委託保険会社が経営破綻に陥った場合は、保険金額等が削減される場合があります。

引受保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が委託割合の範囲において削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にもご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせ下さい。